

議案第75号

令和6年度大牟田市病院事業債管理特別会計補正予算

令和6年度大牟田市の病院事業債管理特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額「596,549千円」から歳入歳出それぞれ「157,100千円」を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「439,449千円」とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和7年2月26日提出

大牟田市長 関 好 孝

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 市 債		195,000	△157,100	37,900
	1 市 債	195,000	△157,100	37,900
歳 入 合 計		596,549	△157,100	439,449

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 貸 付 金		195,000	△157,100	37,900
	1 貸 付 金	195,000	△157,100	37,900
歳 出 合 計		596,549	△157,100	439,449

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法

病院事業費	千円 195,000	証書借入れ又は証券発行。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	5.0 %以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。	千円 37,900	証書借入れ又は証券発行。都合により翌年度以降に繰り越して借り入れることができる。	5.0 %以内（利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還をし、若しくは低利に借換えをすることができる。
計	195,000				37,900			

提案理由

病院事業債管理特別会計予算について補正を行うに当たり、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。